### 費用を 部助成

## 住宅のバリアフリー化

市は、住宅などをバリアフリー改造する場合、費用の一部を助成し ています。助成の対象は下表のとおりです。

なお、工事契約前に申請し、助成の決定を受けることが必要です。 **契約・着工は必ず助成決定後に行ってください**。問合せは各担当窓口へ。 ※②③の受付は11月30日まで。または予算が無くなり次第終了

※市外局番は《0798》

	**************************************		
助成種別	対象	担当窓口	
①特別型	介護保険の要支援・要介護認定を受けた被保険 者のいる世帯	<del>介護保険課</del> 高齢 (35・3048)	介護課
	介護保険の対象にならない身体障害者手帳、 療育手帳を交付されている人のいる世帯	生活支援課 (35・3157)	
②一般型	①以外で、65歳以上の人がいる世帯		
③共用型 (共同分譲住宅)	分譲マンションの管理組合 1棟21戸以上の分譲マンションの共用部分の 改造工事について費用の一部を助成 ≪助成対象外≫ ・平成14年(2002年)10月1日以降建築 ・51戸以上で平成5年(1993年)10月1日以降建築	すまいづくり 推進課 (35・3778)	

※助成対象によって、制度の内容が異なります。詳しくは担当窓口まで問合せを

## ほりのいのからののから 補助券を交付

市は、令和4(2022)年度分「はり・きゅう・マッサージ補助券」 を交付しています。交付は来年3月31日まで。補助券は5枚つづりで 「西宮市はり・きゅう・マッサージ指定施術所」で健康保険適用外の 施術を受けるときに、1回につき1枚1000円を補助します。

対象		令和4年4月1日時点で、市内に住民登録をしている70歳以上(昭和 27年(1952年)4月2日以前に出生)の人
申請方法	窓口	本人確認できるもの(健康保険証など)を持参し、高齢介護課(市役所本庁舎1階)、各支所・市民サービスセンター、アクタ西宮ステーション(受付は祝・休日を除く月曜〜金曜の午後5時半まで)へ来所を。申請は年度中に1人1回のみ ※代理申請の場合は、対象者の本人確認できるもの(または委任状)に加えて、代理人の本人確認できるものが必要
	電子	「にしのみやスマート申請」で受付 ※市のホームページ(旧)39725249)内ポータルサイトへ
	郵送	高齢介護課へお問い合わせください

※4月は窓口が大変混み合いますので、来庁せずにできる電子・郵送申請を ご活用ください

#### 補助券を取り扱う施術所の新規受付

対象は「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法 律」による免許を有し、市内で施術所を開設している個人または法 人 (訪問専門は除く)。申込方法などは問合せを

高齢介護課(0798・35・3077)





トラブルにあったら 消費生活センターに相談を。 0798.64.0999

入園・入学の季節を迎え、今 春から「幼児乗せ自転車」を利 ▮ 用することになった保護者も多 いのではないでしょうか。

子供を乗せる際には、以下の 点に注意しましょう。

#### 《幼児乗せ自転車利用時の注意点》

- ▶ヘルメットは必ず子供を乗せ る前にかぶせ、かぶせたらあご ルトを確実に締めましょう
- ▶子供を乗せたら、決して目や <こ 手を離さず、いつでも支えられ は る体勢でいましょう。また、自 転車は傾斜や凹凸のない場所に

# せ め

停車し、荷物はバランスよく配 置しましょう。前の座席に子供 を乗せたまま、後ろの座席の子 ▮ 供や荷物の乗せ降ろしをしない ▮ ようにしましょう

▶車道と歩道の段差の乗り越え に注意しましょう。できるだけ 段差の乗り越えは避けるように し、やむを得ない場合は、速度 ▮ を落として、できるだけ大きな ▮ ひもを締め、乗車後はシートベ た を 進入角度をつけて乗り越えるよ | うにしましょう

> ▶幼児乗せ自転車は重く、ブ レーキパッドが擦り切れやすい ので、乗る前の点検や定期点検 などの保守が重要です

## 簡易耐震診断を受付 4/28から

市は、4月28日から「簡易耐震診断」の申込を受け付けます(住宅 の所有者からの申込に限る)。募集棟数は約130棟(受付順)。受付は 12月28日までの予定(変更の場合あり)。

申込書など必要書類を建築指導課(市役所第二庁舎11階)へ。申 込書は同課で配布。耐震改修の補助も順次受付予定。

昭和56年(1981年)5月以前に着工の住宅(戸建住宅、長屋、共同 住宅、住宅部分が過半の兼用住宅) ※建築確認通知書や建築図面(平面図)があれば、診断がスムーズ です。鉄骨造、混構造、プレハブ住宅は診断できない場合がある ため問合せを 木造戸建住宅…3150円▷木造以外の戸建住宅…6350円 ※共同住宅や長屋などは問合せを 所定の申込書(印鑑が必要)、建築年の分かる書類(建物の登記簿 抄本など) 必要書類 ※共同住宅(分譲)の場合は耐震診断の実施に関する総会か理事会 の議事録(写し)、長屋の場合は申込棟の所有者全員の同意書

建築指導課(0798・35・3705)

## 止水板・雨水タンク・浸透桝 (HP) ①36211497

設置費用を助成 293205972

市は、浸水被害等の軽減を図るため、①止水板(防水板)、②雨水タ ンク・浸透桝(ます)の設置に対する助成制度を実施します。

#### 申込

来年1月31日 (②は2月28日)までに①下水計画課、②下水管理 課へ。受付順に審査を行い、予算が無くなり次第終了。**必ず購入・** 設置する前に申込を。詳しくは市のホームページでご確認ください。

#### 1) 止水板(防水板) |問| 下水計画課(0798・32・2265)

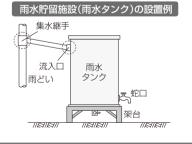
止水板は、豪雨等による浸水が発 生した際に、建物内部への雨水の浸 入を防ぐための施設です。

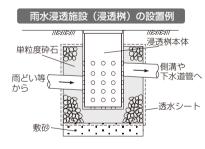
下水道の整備基準を上回る豪雨の 際に発生する、床上・床下浸水等の 被害を軽減できます。



#### (2)雨水タング・浸透桝 間 下水管理課(0798·32·2262)

雨水タンクは屋根に降った雨をためる施設で、浸透桝は流れ込んで きた雨水を地中に浸透させる施設です。側溝や下水道管に流れ込む雨 水を減らして浸水被害を軽減するとともに、ためた雨水を植木の水や りなどで土に返して、健全な水循環を構築します。





## 「望む暮らしをわがまちで」 在宅療養ガイドブックご活用ください

## 市は、在宅療養の暮らしを支える医療・介護につい

て紹介するガイドブック「望む暮らしをわがまちで」 を無料で配布しています。市のホームページからもダ ウンロードできます。

最期まで自分らしく、住み慣れた「わがまち・我が 家」で暮らすことを選択肢の一つとして考えるため、 在宅療養について考える・話し合うきっかけとして、 ぜひご活用ください。





福祉のまちづくり課(市役所本庁舎3階)、西宮市高齢者あんしん窓口

|問| 福祉のまちづくり課(**0798・35・3292**) HP 89892066